

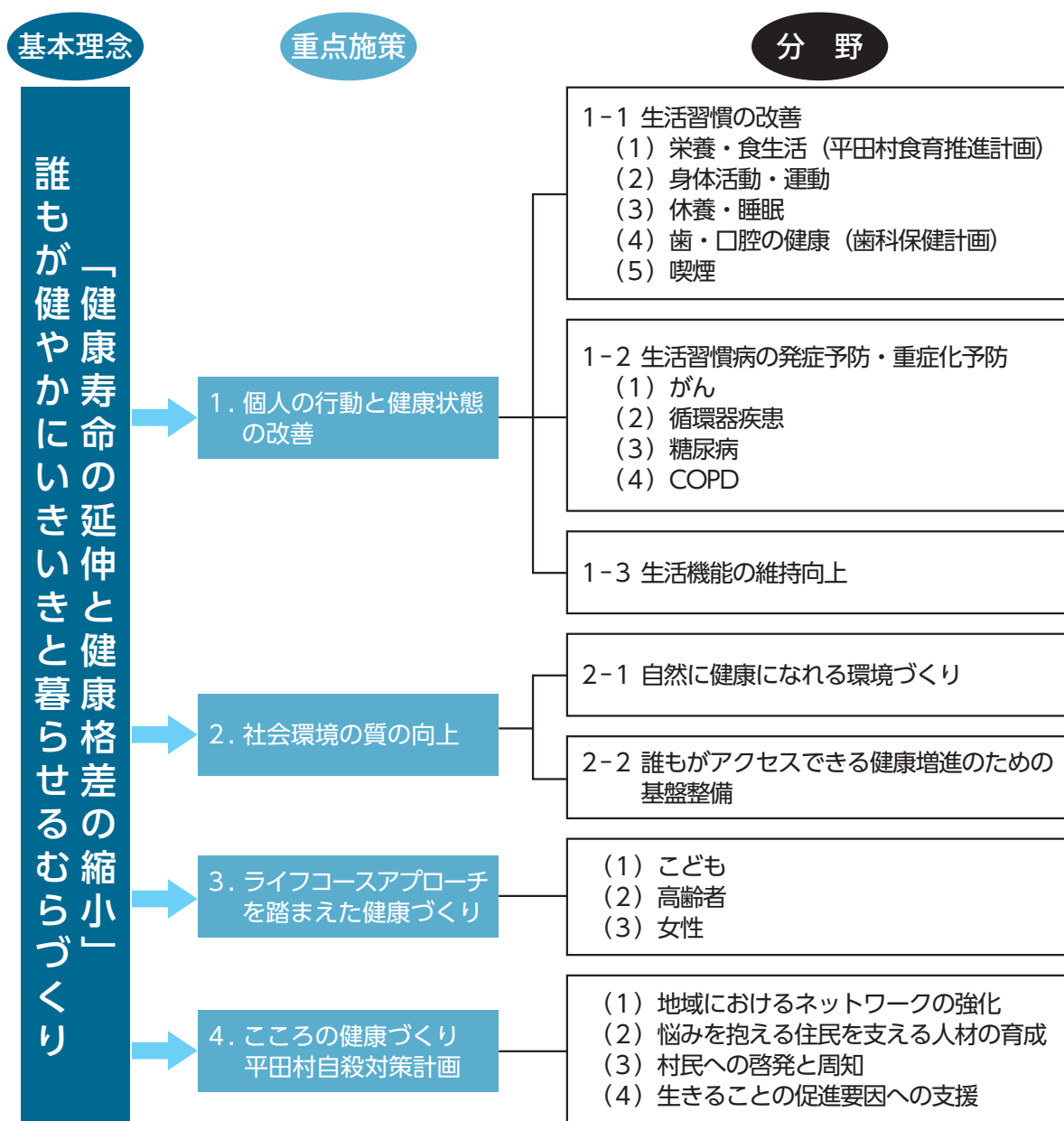
「第3次健康ひらた21計画」策定しました

村では、この度、村民を主役とした健康づくりを総合的に推進する行動計画として、「第3次健康ひらた21計画」を策定しました。

この計画では、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるむらづくり」を基本理念に掲げ「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目指します。

計画の全体の体系は図のとおりです。今後、紙面で、前計画の結果や今後の取り組みについて紹介していきます。

第3次健康ひらた21計画の体系



※第3次健康ひらた21計画（全体版）は、村ホームページをご確認ください。

むし歯0本表彰



しょうや
吉田 翔哉くん
(上蓬田)



3歳児健康診査でむし歯
0本のお子さんを紹介し
ます。

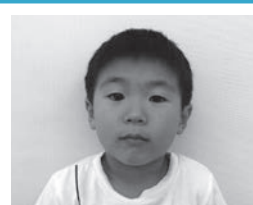
(5月24日実施)



ゆづき
青木 柚月ちゃん
(九生滝)



あおい
相川 蒼くん
(上蓬田)



りくと
大沼 碧叶くん
(下蓬田)



しおり
大沼 栞ちゃん
(中 倉)



かやの
會田 楓弥乃ちゃん
(駒 形)

ひらた中央病院



小原 大治 医師

今回は医療費について説明します。私たちは、病気やけがをしたときには病院や診療所などの医療機関で診察、治療、その他必要な医療サービス、調剤薬局などで薬の処方を受けることができます。この場合にかかった費用が医療費です。私たちは、医療保険制度があることによって、患者として病気やけがをしたときにかかる医療費を、全額自分で負担しなくて済んでいます。私たちが患者として負担する医療費の割合は、原則的には、かかった医療費の3割となっています。

また、病気やけがなどの内容によっては自分で負担すべき医療費の額がかなり高額になってしまう場合もあります。そこで、医療費の自己負担分が過重なものとならないように、医療保険には、医療費の自己負担分に対して一定の上限を設ける高額療養費制度があります。これは、医療機関や薬局での自己負担額が月単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を医療保険から支給するもので、その自己負担の上限額は年齢や所得によって異なります。さらには、同じ世帯内で同じ医療保険（例えば、農家で全員国民健康保険など）に加入している人については、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、一定の基準額を超えた場合に、その超えた金額が支払われることで加入者の負担の軽減を図る高額医療・高額介護合算療養費制度が設けられています。

病気やけがを予防することで医療費はおさえることができます。皆さんには、ぜひ、健保組合や自治体から健康診断のお知らせが届いたら、きちんと受診して欲しいと思います。可能な限り予防に努めることで、生活の質を上げることができます。できることから取り組んでいきましょう。

問い合わせ：ひらた中央病院 ☎ 55-3333